

タイトル	日本語の待遇表現「～(さ)せていただく」に関する考察—発話行為理論の観点から—
著者	李, 鳳
引用	北海商科大学論集, 9(1): 21-33
発行日	2020-02

日本語の待遇表現「～(さ)せていただく」に関する考察

—発話行為理論の観点から—

A study of the Japanese procedural phrase "~(sa)sete itadaku"

—From the viewpoint of speech act theory—

李 鳳 LEE, Bong

要旨

本研究は、日本語の待遇表現の一つである「～(さ)せていただく」を取り上げ、Searle(1979)の発話行為理論という理論的な枠組みを用いて考察したものである。「～(さ)せていただく」は、その使用の拡張と共に様々な用法があることが知られており、考察が行われてきている。しかし、ほとんどの研究が特定の理論的な枠組みを仮定せず、用法の特徴を直感的に記述しているものであり、その分析結果もそれぞれであった(菊地 1997、茜 2002、宇都宮 2005 など)。そこで、本研究では、理論的な枠組みとして Searle(1979)の発話行為理論を用いて、「～(さ)せていただく」が共起する文の発語内行為という観点から分析した。その結果、Searle(1979)が提案した 5 つの発語内行為のうち、「～(さ)せていただく」は、断定型、指示型、拘束型、宣言型の 4 つの発語内行為と共起することが明らかになった。

キーワード : 「～(さ)せていただく」、待遇表現、発話行為、発語内行為

Abstract

This study examines the Japanese procedural phrase "~(sa)sete itadaku" by utilizing the theoretical framework of Searle's (1979) speech act theory. Although previous studies have considered the various usages of "~(sa)sete itadaku" and the extent of their usage, most of these studies intuitively described the features of usage without assuming any specific theoretical framework, leading to different results of their analysis (Kikuchi, 1997; Ayane, 2002; and Utunomiya, 2005). Therefore, this research employs Searle's (1979) speech act theory as a theoretical framework to analyze the illocutionary acts co-occurring in utterances in which the "~(sa)sete itadaku" phrase is used. Analysis from this viewpoint revealed that of the five illocutionary acts classified by Searle (1979), the procedural phrase "~(sa)sete itadaku" was found to co-occur in the following four illocutionary acts: assertives, directives, commissives and declarations.

Keywords : "~(sa)sete itadaku", procedural phrase, speech act, illocutionary act

1. はじめに

日本語の待遇表現「～(さ)せていただく」は、一般に相手に許可を求めて、ある行為を相手に遠慮しながら行うことを表す表現として知られている。特に、近年は、日本人の敬語意識を変えつつあるとさえ言われることもある(菊地 1997、井上 2017)。さらに、「～(さ)せていただく」の普及に伴って、その用法と使用に関する問題が指摘されるようになり(菊地 1997、茜 2002、塩田 2016、井口 2017 など)、「～(さ)せていただく」の用法に関して様々な議論が行われている(菊地 1997、茜 2002、宇都宮 2005 など)。しかし、これまでの研究では、「～(さ)せていただく」が具体的にどのような発話行為と共起するかに関しては明確に論じていなかった。そこで、本研究では、理論的な枠組みとして発話行為理論(speech act theory)を用い、「～(さ)せていただく」と命題との共起関係を発話行為という新たな視点から分析することを試みる。

本研究の構成は以下の通りである。まず、これまでの研究において「～(さ)せていただく」の用法に関する先行研究を概観する。次に、第 3 節では、理論的な枠組みとして用いる Searle(1979)の発話行為理論と発語内行為の分類について簡単に説明する。第 4 節では、発語内行為による分類に基づき、「～(さ)せていただく」が共起することができる文の発語内行為を示す。最後に、第 5 節は、まとめと今後の課題を述べる。

2. 先行研究

敬語及び待遇表現についてはこれまで様々な角度から多くの研究がなされてきているが、「～(さ)せていただく」が独立した研究テーマとして出現したのは、1990 年代以降であり、その用法の広がりと共に近年、注目されるようになってきているように思われる。

「～(さ)せていただく」に関する先行研究は、主に授受動詞のカテゴリーの中で論じられ、大きく次の 3 つの事項に関して議論が行われてきている。

第一に、待遇表現としての「～(さ)せていただく」の普及と共に、その用法を論じたものがある(井口 1995、菊地 1997、茜 2002、宇都宮 2005 など)。菊地(1997)は、恩恵/許可の度合いにより「～(さ)せていただく」を 4 つに分類しているのに対して茜(2002)は、5 つに分類している。また、宇都宮(2005)は、「～(さ)せていただく」の用法を「行動の許可者」が想定されているかどうかを基準として 3 つに分類している。詳しいことは 2.1 節～2.3 節で検討する。

第二に、「～(さ)せていただく」の拡張的な使用に関して実際の使用を調査したものがある(茜 2002、塩田 2016、召勇 2017、李譔珍 2017 など)。特に、塩田(2016)は、「日本語のゆれに関する調査」(2015 年実施、満 18 歳以上の男女 1192 人回答)の中で「～(さ)せていただく」の使用を取り扱っているが、この調査は、日本全国を網羅して調査を行っており、量的な研究として評価できる。また、召勇(2017)は、書き言葉と話し言葉における「～(さ)せていただく」の使用を調べている。書き言葉は、語彙検索サイトである「KOTONOHA」を用いて 1976 年から 2005 年まで書籍を対象とし、話し言葉は、国会議事録を対象として「～(さ)せていただく」の使用を調べた。その結果、書き言葉の書籍より話し言葉の国会議

事録で「～(さ)せていただく」の出現頻度が高く、さらに、二つとも最近(特に、2000 年度以降)使用頻度が急増していることが示されている(김용각 2017:110)。

第三に、日本語教育の分野において日本語学習者に「～(さ)せていただく」は、日本語独特の表現であり、習得しにくい文法項目として取り上げられ、その誤用の実態が報告されている(魚秀禎 2011 など)。

ここでは、特に「～(さ)せていただく」の用法に関して考察を行った菊地(1997)と茜(2002)と宇都宮(2005)を取り上げて概観する。なお、本研究では、「～(さ)せていただく」の用法の広がりに伴う用法の「正用」・「誤用」の問題に関しては議論を行わず、今後の課題とする。

2-1 菊池(1997)

菊池(1997)は、「～(さ)せていただく」を本来「どうしてもよい」という恩恵/許可を得て何かを「させてもらう」ことを、恩恵/許可の与え手を高めて述べる表現であると規定している。そして、恩恵/許可の度合いにより「～(さ)せていただく」を次の 4 つに分類している(菊池 1997:41-45)。

- (1) ① (本当に)恩恵/許しをいただくという場合：「～(さ)せていただく」の最も基本的な使い方

例) 先生の本を使わせていただけないでしょうか。(菊池 1997:41)

- ② 恩恵/許しを得てそうすると捉えられる場合：①の拡張した使い方。

例) 出席させていただきます。(菊池 1997:42)

一言、ご挨拶させていただきます。(菊池 1997:42)

- ③ 恩恵/許しを得てそうすると(辛うじて)見立てることができる場合：説明のつく範囲の使い方

例) 一緒にテニスをさせていただいた。(菊池 1997:42)

- ④ 恩恵/許しを得てそうするとまったく捉えられない場合：単に「何かを『する』」ことを、自分を低めて述べる」使い方。

例) 新製品を開発させていただきます。(菊池 1997:42)

ハワイで過ごさせていただきます。(菊池 1997:42)

そして、(1)の①～④のうち、どこまで許容するかは、程度や個人の好みの問題であるが、特に、(1)の④の用法に関しては、①～③とは一線を画する使い方であり、規範的には「現時点では誤り」だが、規範を離れると「新しい用法」として位置づけることが可能だと論じている(菊池 1997:43)。

菊池(1997)の研究は、以後、待遇表現「～(さ)せていただく」を取り上げている多くの研究者によって最も多く引用され、「～(さ)せていただく」が独立した研究テーマになるための出発点となる重要な位置を占めているように考えられる。

2-2 茜(2002)

茜(2002)は、テレビの生番組を収録し、「～(さ)せていただく」の用例を収集して文字化し、分析を行っている。そして、次のように「～(さ)せていただく」を5つに分類している。

- (2) ①典型的な「許可求め表現」(明確に「許可・恩恵」の意識があるため違和感がない)。

例) 近くの住民(女)：写真を撮らせていただいて、よろしいでしょうか。

美智子妃殿下：急いでおりますけど…どうぞ。(茜 2002:34)

- ②「許可求め」の意識は明確ではないが、「恩恵」が感じられるので、違和感がない。

例) 黒柳徹子：募金のお知らせです。昨年も募金をしましたが、今年もお願いしたいと思います。昨年の3億円は、ほんとに子どもたちのために使わせていただきました。(茜 2002:35)

- ③「許可求め」の意識がなく、「恩恵」も「違和感」も明確に感じられない。

例) 公明党上田勇：アフガン復興の関連につきましては、ちょっとこの辺で中止させていただきます…次に…。(茜 2002:36)

- ④「許可求め」の意識がなく、「恩恵」も明確に感じられないために違和感がある。

例) 鈴木宗男参考人：これも明確にしておきたい。これは私の発言ではないはずです。(中略)私はきちっと(報道した新聞社に)抗議させていただきました。(茜 2002:40)

- ⑤「許可求め」と「恩恵」の意識が全くないために、違和感がある。

例) スチュワーデス：免税品の販売はこれにて終了させていただきます。
どうもありがとうございました。(茜 2002:43)

茜(2002:33)は、(2)の①～⑤の5つの分類のうち、①と②の「～(さ)せていただく」は、違和感がないと述べている。また、(2)の③では違和感が確実に感じられて④と⑤でも違和感があると説明している。特に、(2)の⑤は、「許可・恩恵」が絡んでいないのに「～(さ)せていただく」を使っているため、違和感が生じると論じている。

茜(2002)の研究は、テレビ番組からデータを取って豊富な用例を提示しており、実際の使用がわかる貴重な資料として評価できる。しかし、「～(さ)せていただく」の用法の分析は、「許可求め」の意識と違和感の有無が中心となっており、用法の特徴が明らかになっていないように思われる。

2-3 宇都宮(2005)

宇都宮(2005:31-32)は、「～(さ)せていただく」の用法を「…に～(さ)せていただく」の「…」の部分に「行動の許可者」という人物を想定することが可能かどうかを基準として次のように3つに分類している。

第一に、「本来の意味」の用法として、＜本当に「ある行動を行う許可を得た」という意味+「恩恵間接尊重」の意味がある＞場合である(宇都宮 2005:31)。これは、「行動の許可者」が本当に「許可」をした(する)場合。「…に～(さ)せていただく」の「…」の部分に具体的な人物を入れて言い表すことができる。

- (3) a. 先生にビデオカメラを使わせていただいた。(宇都宮 2005:31)
b. 授業を早退させていただけますか。(宇都宮 2005:31)

(3ab)の例ではどちらも「行動の許可者」＝「先生」という公式が成立する。

第二に、「許容範囲」の用法である。「あたかも許可を得た」意味+「恩恵間接尊重」の意味があると見立てることができる場合である(宇都宮 2005:31)。「行動の許可者」が「許可」をした(する)と見立てることができる場合であるが、「…に～(さ)せていただく」の部分に具体的な人物を想定し、言い表すことができると説明している。

- (4) a. (新聞記事)敬称は、省略させていただきます。(宇都宮 2005:31)
b. 先日は、お邪魔させていただきありがとうございました。
(宇都宮 2005:32)

(4ab)の例で、(4a)の「行動の許可者」は読者となり、(4b)の「行動の許可者」は相手となり、彼らに許可を得たという尊重の意味がある。

第三に、「検討を要する」用法である(宇都宮 2005:32)。これは、間接尊重の意味はあると思われるが、「あたかも許可を得た」意味+「恩恵」の意味があるとは捉えられない場合である。また、「行動の許可者」を特定することができず、「…に～(さ)せていただく」の「…」の部分に具体的な人物を入れて言い表すことができないケースである。

- (5) a. 弊社は新製品を(?に)開発させていただきました。(宇都宮 2005:32)
b. 夏休みは、(?に)沖縄に旅行させていただきます。(宇都宮 2005:32)

(5ab)の例で、(5a)も(5b)も「行動の許可者」は特定できないと述べている。

このように宇都宮(2005)では、「行動の許可者」を想定して「～(さ)せていただく」の用法を3つに分類している。宇都宮(2005)は、「行動の許可者」という新たな視点から「～(さ)せていただく」の分析を行っているが、理論的な枠組みが用いられず、記述的な観察に留まっているように思われる。

以上のように、「～(さ)せていただく」の用法について論じた菊地(1997)、茜(2002)、宇都宮(2005)は、それぞれ、4分類、5分類、3分類していることがわかる。このように「～(さ)せていただく」の用法の分析は、研究者によってそれぞれ異なっている。また、恩恵/許可の度合いや「許可求め(恩恵)」の意識や違和感、行為の許可者を想定するような記述的な

観察が行われているように思われる。特にこれまでの研究では具体的にどのような発話行為と共起するかに関しては明確に考察されておらず、理論的な枠組みを用いて分析する試みがなされていなかったことが解る。そこで、本研究では、Searle(1979)の発話行為理論を用いて、発語内行為(illocutionary act)の分類に基づいて「～(さ)せていただく」の分析を行う。

3. 発話行為理論

ここでは、4 節で Searle(1979)の発語内行為分類を用いて「～(さ)せていただく」の用法を論じる前に発話行為理論に関して簡単に説明する。なお、発話行為理論の詳細は、李鳳(2014)を参看していただくものとし、ここでは、同稿から重複を厭わず、簡単に要点だけ述べる。

発話行為理論は、イギリスの哲学者である Austin(1962)によって提案され、Searle(1962)によって大きく発展させられ、多くの言語研究に用いられている。Austin(1962)は、私たちが一つの言語行為を遂行する時に①発語行為(locutionary act)、②発語内行為(illocutionary act)、③発語媒介行為(perlocutionary act)の3種の言語行為が同時に遂行していることになる」と論じている。通常、①～③の行為の中、発話行為の研究で特に問題とされるのは、②の発語内行為であり、発話行為というタームは、厳密に言えば②の発語内行為を指すものとして取り扱われてきている(山梨 1986、Huang2007、山岡 2008)。そこで、本研究でも発話行為というタームを発語内行為とほぼ同じ意味で用いることにする。

また、発話行為理論に関して Levinson(1983:243)は、「発語内行為を文類型(sentence type)の理論である」と評価しており、Palmer(1986:13)は、「モダリティの議論に有益な仕組みを提示してくれる」と論じている。そのため、本研究でも「～(さ)せていただく」の分析の際に、発話行為理論を有効な理論的な枠組みとして考えて用いる。

<表 1> Searle(1979)の発語内行為分類

発語内行為タイプ	適合の方向	表現される心理状態
断定型 (assertives)	言葉を世界に適合 (words-to world)	信念(話者) (belief(speaker))
指示型 (directives)	世界を言葉に適合 (world-to-words)	欲求(聴者) (desire(addressee))
拘束型 (commissives)	世界を言葉に適合 (world-to-words)	意図(話者) (intention(speaker))
表出型 (expressives)	適合なし (世界と無関係) (empty)	様々な心理状態(話者) (variable(speaker))
宣言型 (declarations)	双方向の適合 (言葉を世界に、 世界を言葉に) (double)	なし(話者) (none(speaker))

さらに、Searle(1979)は、上記の<表 1>の通りに発語内行為のタイプを断定型(assertives)、指示型(directives)、拘束型(commisives)、表出型(expressives)、宣言型(declarations)の5つに分類している。これらは、発語内目的、適合の方向(direction of fit)、表現される心理状態の3つを基準として分類されている。なお、<表 1>は、Searle(1979)の説明に基づき、Huang(2007:108)が作成したものである(日本語訳は筆者による)。

第一に、断定型(assertives)の発語内行為について検討しよう。断定型の発語内目的は、事実に関する命題が真であることに話者が責任を負うことになる((Daniel1994(久保訳 1995)、Huang2007)。真偽値を有し、事態や状況を記述したり、情報を提示したりしてすでに存在している事態、状況に合わせて命題を述べることになる。つまり、「言葉を世界へ」の適合の方向を持つ。また、主張や報告を行う話者はその命題に対する信念を持っているなければならないため、命題に対する信念を表す。断定型の範疇には、陳述、主張、報告などが属する。次の例を見てみよう。

(6) The soldiers are struggling on through the snow. (Huang2007:107)

(6)では、「軍人たちが雪を押し分けて進んでいる」という命題が真であることに話者が責任を負うことが発語内目的となっている。(6)は命題が世界に存在する事態に適合しているため、「言葉を世界に」の適合の方向を持っている。

第二に、指示型(directives)の発語内行為について検討しよう。指示型の発語内行為の発語内目的は、これからある行為を聴者に行わせようとする狙いで命題を表現する(Daniel1994(久保訳 1995)。この発語内行為が充足されるのは、世界がその命題に適合するように変化させられるということである(Huang2007)。つまり、「世界を言葉に」の適合の方向を持つ。また、命令や要求を行う話者は、聴者に当該行為をしてもらいたいという欲求を持っていないなければならないため、聴者の行為に対する欲求や願望の心理状態を表す。指示型の範疇には、依頼、命令、助言、要求、懇願などが属する。

(7) Don't use my electric shaver. (Huang2007:107)

(7)では、聴者に「話者の電気シェーバーを使わないでほしい」という未来の行動を行わせようとするのが発語内目的となっている。適合の方向は、聴者を通して「世界を言葉へ」であり、表現された心理状態は聴者への欲求である。

第三に、拘束型(commisives)の発語内行為について検討しよう。拘束型の発語内行為の発語内目的は、話者がこれからある行為を行うことについて自らを拘束するという狙いで命題を表現する(Daniel1994(久保訳 1995)。話者が所定の行為を行う義務を負い、それを行うことであり、この発語内行為が充足されるのは、世界がその命題に適合するように変化させられるということである(Huang2007)。つまり、「世界を言葉に」の適合の方向を持つ。山岡(2008:73)によると、拘束型と指示型は同じ適合の方向を持っており、両者の関係は二

人の参与者間における一種の「鏡像間関係」ということができると説明している。表現されている心理状態は、話者の行為に対する意図である。約束や提供を行う話者は、自らが当該行為を実行するという意図を有していなければならないからである。拘束型の範疇には、約束、提供、協力などが属する。

(8) I'll be back in five minutes.

(Huang2007:107)

(8)では、話者自身が「5分以内に戻ってくる」という責任を負うことが発語内目的となっている。適合の方向は、話者を通して「世界を言葉へ」であり、話者の意図を表している。

第四に、表出型(expressives)の発語内行為について検討しよう。表出型の発語内行為の発語内目的は、話者の心理状態を表現する狙いで命題を表現する(Daniel1994(久保訳 1995))。これらは表現された命題が一般に真であることが前提されており、ただ話者の心的状態を表すことにすぎない(Huang2007)。ゆえに、表出型には真偽値も存在しない。心情表現の発話においては、話者は言葉と世界の間の対応をつけようとは企てはしないため、空の適合の方向を持つ(Daniel1994(久保訳 1995))。表出型の範疇には、謝罪、歓迎、感謝、共に悲しむこと、ほめること、感嘆することなどが属する。

(9) Well done, Elizabeth!

(Huang2007:107)

(9)では、称賛という心理状態を表現することが発語内目的となっている。

第五に、宣言型(declarations)の発語内行為について検討しよう。宣言型の発語内目的は、ある対象の地位や状態の有様に何らかの変化をもたらすという狙いで命題を表現することである(Daniel1994(久保訳 1995)、山岡 2008)。つまり、ある事態・状況で表せるような新たな世界を構築することであり、発話と行為の遂行との間に同時性が見出される。また、命題が世界に適合していることを言うことによって、世界を命題に適合させることであるため、「言葉を世界に」と「世界を言葉に」の双方向の適合の方向を持つ。宣言型の範疇には、戦争宣言、宣告、解雇、推薦、任命、譲渡、見積もることなどが属する(Huang2007、山岡 2007)。

(10) President: I declare a state of national emergency.

(Huang2007:108)

(10)では、話者の大統領が、メディアを通して国が非常事態であることを宣言することによってその国は実際に非常状態に入るという変化をもたらすことになる。

次に、4節では、発語内行為の分類に基づき、「～(さ)せていただく」がどのような発語内行為と共起するかを調べる。

4. 発語内行為分類と「～(さ)せていただく」

ここでは、Searle(1979)の 5 つの発語内行為の分類に基づき、「～(さ)せていただく」が共起する文の発語内行為を示す。

4-1 断定型における「～(さ)せていただく」

「～(さ)せていただく」は、断定型の発語内行為と共起する。次の例を見てみよう。

(11) a. 一言、ご挨拶させていただきます。 (菊地 1997:42)

b. 一緒にテニスをさせていただいた。 (菊地 1997:42)

断定型の発語内目的は、現状世界の事実のあり様を、ことばを用いて表象することである。まず、(11a)の「一言、ご挨拶する」は、これから陳述することを言葉で写し出すことを目的としており、命題が真であることに話者が責任を負うことである。また、(11b)も、「一緒にテニスをした」という過去の経験を言葉で表象しており、命題が真であることに話者が責任を負うことである。(11ab)の命題は、それぞれ事実の有様を表象し、世界に存在する事態の有様に適合しており、「言葉を世界へ」の適合の方向を持つ。表現されている心理状態は、それぞれ陳述と報告に対する話者の信念を表している。

このように、「～(さ)せていただく」は、断定型の発語内行為と共起することがわかる。

4-2 指示型における「～(さ)せていただく」

「～(さ)せていただく」は、指示型の発語内行為と共起する。なお、指示型は、間接発話行為に現れることが多い。

注：間接発話行為について簡単に説明する。世界の言語は、①叙述文(declarative)、②疑問文(interrogative)、③命令文(imperative)の 3 つの基本的な文型を持つ(中園 2006、Huang2007)。そして、3 つの主な文型は、それぞれ典型的に主張・陳述、請求・質問、命令・要求といった基本的な発語内の力と結びついている(Levinson1983、Huang2007)。そして、文型と発語内の力の間に直接的な一致があれば直接発話行為となるが、そうではなければ間接発話行為として考えられている。間接発話行為は、生成意味論派の生成文法家を中心に多様な研究がなされてきている。

(12) a. 店内は禁煙とさせていただきます。 (塩田 2016:35)

b. 先生の本を使わせていただけないでしょうか。 (菊地 1997:41)

(12a)は、叙述文であるが、「主張・陳述」の発語内の力を持つのではなく、「依頼」という発語内の力を持つ。つまり、叙述文が「依頼」と「命令」という発語内の力を持っており、文型と発語内の力の間に直接的な一致がないため、間接発話行為として考えられる。

指示型の発語内目的は、聴者に別の行為を行わせることである。(12a)は、聴者に「店内では禁煙」という行為を行わせようとするものであり、命令もしくは願いを示している。

また、(12b)も、聴者の先生に「本を使う」という行為を許可してもらおうとすることであり、依頼を示している。また、(12a)も(12b)もは、「店内では禁煙」、「本を使う」という言葉が先にあり、これを現象世界における聴者がそれぞれ「禁煙する」行為として、「本を貸す」行為として実現させようとするものだから「世界を言葉に」の適合の方向を持つ。表現されている心理状態は、聴者の行為に対する欲求である。

このように、「～(さ)せていただく」は、指示型の発語内行為と共起することがわかる。

4-3 拘束型における「～(さ)せていただく」

「～(さ)せていただく」は、拘束型の発語内行為と共起する。次の例を見てみよう。

- (13) a. あすは、休業させていただきます。 (塩田 2016:35)
 b. 全品、5%割引をさせていただきます。 (塩田 2016:35)

(13ab)は、それぞれ叙述文が「陳述」という発語内の力を持っており、文型と発語内の力の間に直接的な一致がある直接発話行為が行われている。拘束型の発語内目的は、話者が別の行動を行うことを予告することである。まず、(13a)の「あすは、休業する」は、話者が未来に(あすに)休みを行うことを告げることを目的としている。また、(13b)も、話者が「全品、5%割引をする」ことを告げることを目的とした約束行為であり、話者はこれらの行為の遂行に義務を負うことになる。また、(13a)も(13b)も、「あすは休業する」、「全品、5%割引をする」という言葉が先にあり、これを現象世界において話者が実行する行為として実現しようとするものだから、「世界を言葉へ」の適合の方向を持つ。表現された心理状態は話者の意図である。

このように、「～(さ)せていただく」は、拘束型の発語内行為と共起することがわかる。

4-4 表出型における「～(さ)せていただく」

「～(さ)せていただく」は、表出型の発語内行為と共起しない。次の例を見てみよう。

- (14) a. ??よくできたとさせていただきます。エリザベス！
 a'. よくできた！エリザベス！
 b. ??有難うとさせていただきます。
 b'. 有難う！

表出型は、話者の感情を態度として表現するが、(14ab)からわかるように、「～(さ)せていただく」は、話者の心理状態を表す表出型の発語内行為に共起しない。ただ聴者を「称賛」する心理状態を表現するのであれば、「～(さ)せていただく」を用いた(14a)は不自然であり、「～(さ)せていただく」を用いない(14a')が自然である。また、(14b)が示しているように「有難う」という命題が真であることが前提されても、ただ話者の「感謝」という心

理状態を表現するのであれば、「～(さ)せていただく」を用いた(14b)は、不自然であり、(14b)が自然である。

このように、「～(さ)せていただく」は話者の内面の心理的状态を態度として表に出す表出型の発語内行為とは共起しないことがわかる。

4-5 宣言型における「～(さ)せていただく」

「～(さ)せていただく」は、宣言型の発語内行為と共起する。次の例を見てみよう。

- (15) a. 本日限りで、辞めさせていただきます。
- b. 中継を切らせていただきます。

(15ab)からわかるように、「～(さ)せていただく」は、宣言型の発語内行為と共起する。

宣言型の発語内行為の発語内目的は、その発話によって世界に何らかの変化をもたらすことである。(15a)の話者は、「～(さ)せていただく」を用いて「本日限りで、辞める」という退職の旨を伝えることができる。また、(15b)の話者は「～(さ)せていただく」を用いて「中継を切る」ことを通報することができる。これは別の行為の予告ではなく、それ自体が行為の遂行となるため、その発話がなされた瞬間にそれぞれ話者が退社することになったり、中継が切られたりすることになる。また、言葉を発すると同時に現象世界における変化が起こる。(15a)の話者は「退社」となり、(15b)の話者がいる世界は、「放送中断」という状態に変化する。また、(15a)は「本日限りで、辞める」という「言葉を世界に」の適合方向と「明日からは出勤しない」という「世界を言葉に」の適合方向の双方向の適合の方向を持つ。(15b)も「中継を切る」という「言葉を世界に」の適合方向と「中継させない」という「世界を言葉に」の両方重ね備えている。

以上のように、「～(さ)せていただく」は、宣言型の発語内行為とは共起することがわかる。

5. まとめと今後の課題

本研究では、日本語の待遇表現の「～(さ)せていただく」に関して Searle(1979)の発話行為理論を用いて考察を行った。先行研究では、近年「～(さ)せていただく」の言語使用の普及と共にその用法の広がりに関する考察やその使用に関する量的な調査が行われてきている。しかし、殆どの研究が記述的な観察が殆どであり、その分析結果もそれぞれであった。特にこれまでの研究では「～(さ)せていただく」が具体的にどのような発話行為と共起するかに関しては明確に考察されていなかった。そのため、本研究では、行為の理論としての発話行為理論を用いて「～(さ)せていただく」と命題と共起関係を発話行為の観点から考察した。Searle(1979)の発語内行為の分類を用いて「～(さ)せていただく」の共起を示すと以下のようにまとめられる。

＜表 2＞ 発語内行為と「～(さ)せていただく」の共起

発語内行為分類	「～(さ)せていただく」
断定型(assertives)	○
指示型(directives)	○
拘束型(commissives)	○
表出型(expressives)	×
宣言型(declarations)	○

「○」は、共起することを、「×」は共起しないことを示す。）

つまり、上記の＜表 2＞のように Searle(1979)の発語内行為の分類を用いて「～(さ)せていただく」を分析してみた結果、断定型と指示型と拘束型と宣言型の 4 つの発語内行為において共起するが、表出型の発語内行為とは、共起しないことが解った。

今後は、「～(さ)せていただく」の用例をもっと多く検討するとともに、断定型と指示型と拘束型と宣言型に現れる「～(さ)せていただく」の性質をより明らかにするため、Brown&Levinson(1978/1987)のポライトネスという概念を用いて考察を深めたい。「～(さ)せていただく」がフェイスを守るためのポライトネス・ストラテジーとして使われると考えているからである。

付記

本稿は、韓国日本言語文化学会 2019 年度春季国際学術大会で発表したものを拡張したものである。発表時にいろいろなご意見を頂いたことをこの場を借りて感謝したい。また、英語と日本語の表現において本学のニールセンブライアン先生と保坂智先生からも大変有益なコメントをいただいた。ここに記してお礼を申し上げる。なお、本研究で用いた理論的な枠組みである発話行為理論に関する説明の部分は、筆者の博士論文の 6 章の内容を基にして加筆・修正したものである。

引用文献

- 井口裕子(1995)「謙譲表現『…～(さ)せていただく』について—結婚披露宴における使用例を中心に—」、『国学院雑誌』、96 巻 11 号、pp.54-66。
- 井上史雄編(2017)『敬語は変わる—大規模調査からわかる百年の動き』、大修館書店。
- 李譔珍(2017)「『いたす』から『させていただく』への交替—『国会議事録検査システム』を資料として—」、『日本言語文化』、40 巻、pp.91-110。
- 李鳳(2014)『「思う」と「생각하다」の日韓対照研究—ヘッジとポライトネスの観点から—』、北海道大学大学院国際広報メディア研究科博士論文。
- 茜八重子(2002)「『～(さ)せていただく』について」、『講座日本語教育』、第 38 分冊、早稲田大学日本語教育センター、pp.28-52。
- 宇都宮陽子(2005)「『待遇表現』としての「～(さ)せていただく」に関する考察」、『早稲田大学日本語教育研究』、6 号、pp.29-44。

- 菊地康人(1994)『敬語』、角川書店。
- 菊地康人(1997)「特集；ポライトネスの言語学 かわりゆく『させていただく』」『月刊言語』第26巻、第6号、大修館書店、pp.40-47。
- 久保進訳注(1995)『発話行為理論の原理』、東京：松柏者。[Daniel Vanderveken (1994) *Principles of Speech Act Theory*]
- 金昌男(2001)『現代日本語における授受動詞について—韓国語との対照を通して—』千葉大学大学院博士論文、pp.1-219。
- 魚秀禎(2011)「韓国人日本語学習者の授受の補助動詞の習得について」『日本語文学』、53、한국일본어문학회、pp.103-118。
- 塩田雄大(2016)「“させていただく”について書かせていただきます～2015年『日本語ゆれに関する調査』から②～」、『放送研究と調査』9月号、NHK 放送文化研究所、pp.26-41。
- 中國篤典(2006)『発話行為的引用論の試み—引用されたダイクシスの考察—』、ひつじ書房。
- 山岡政紀(2008)『発話機能論』、くろしお出版。
- 山梨正明(1986)『発話行為』、大修館書店。
- 김용각(2017)「일본인의 『～させていただく』 사용실태에 관한 고찰」、『日本語教育』、82巻、한국일본어교육학회、pp.105-119。
- Austin, J.L.(1962) *How to do things with Words*. Oxford, Oxford University Press.[坂本百大訳(1978)『言語と行為』大修館書店]
- Brown, Penelope and Stephen C. Levinson (1978/1987) *Politeness: Some universals in language usage*, Cambridge, Cambridge University Press.
- Jacob L. Mey(1993/2001) *Pragmatics: An Introduction*, Oxford [小山亘訳(2005)『批判的社会語用論入門—社会と文化の言語—』三元社]
- Palmer, F.R.(1986) *Mood and Modality*, Cambridge University Press.
- Searle, John R.(1969) *Speech Acts : An Essay in the Philosophy of Language*, Cambridge University Press.
- Searle, John R.(1977) The classification of illocutionary acts, *Language in Society* 8, pp.137-51.
- Searle, John R.(1979) *Expression and Meaning : Studies in the Theory of Speech Acts*, Cambridge University Press. [山田友幸訳(2006)『表現と意味—言語行為理論研究—』誠信書房]
- Levinson, Stephen C.(1983) *Pragmatics*, Cambridge University Press.
- Yang Huang(2007) *Pragmatics*, Oxford University Press.